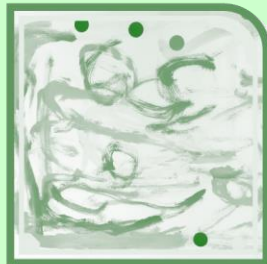
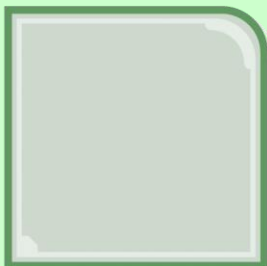
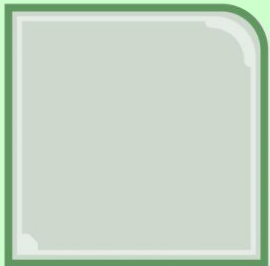


吹田市 障がい者計画

第4期

概要版



平成28年（2016年）3月 吹 田 市

< 目 次 >

第1章 第4期吹田市障がい者計画の概要	1
第2章 吹田市の障がい者の状況.....	4
第3章 基本的な考え方と総合的な施策の展開	6
第4章 第4期吹田市障がい福祉計画.....	20
第5章 実施体制と進行管理.....	23

* 「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい者施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）2月1日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

第4期吹田市障がい者計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成23年（2011年）3月に策定した「第3期吹田市障がい者計画」において「住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念として掲げ、障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

その後、国においては障がい者に関わる諸制度の改革が進められ、多くの関係法令が成立しました。また、国における障がい者施策の基本的あり方を示す「障害者基本計画」（第3次）が平成25年（2013年）9月に策定され、平成26年（2014年）2月には「障害者の権利に関する条約」がわが国においても発効しました。

「第4期吹田市障がい者計画」は、前計画の期間が終了するにあたって、制度改革の内容や社会情勢、ニーズの変化等を踏まえつつ、本市における障がい者施策の基本的方向性と具体的な取組を明らかにするために策定するものです。その基本理念についても、前計画の基本理念を発展させ、より具体的な表現に改めます。

今後は本計画で新たに基本理念として掲げる『**住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田**』の実現に向けて、市民・事業者・関係機関等との連携のもと、障がい者施策の着実な推進に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法や市民のくらしと健康を支える福祉基本条例に基づき、本市における療育、教育、就労、福祉など幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方等を定める計画です。また、近年めまぐるしく変動する情勢に対応しながら施策の充実を図るために、今回より「障がい福祉計画」を計画に挿入しています。

計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成38年度（2026年度）までの11年間としていますが、3年ごとの障がい福祉計画の策定に合わせ、本計画の全体を見直すことにより、障がい者施策の充実に取り組んでいきます。

第4期障がい者計画と第4期障がい福祉計画

	第4期吹田市障がい者計画	第4期吹田市障がい福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項
計画期間	平成28年度～平成38年度 (2016年度～2026年度)	平成27年度～平成29年度 (2015年度～2017年度) ※3年ごとの策定
内 容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

第4期障がい者計画の期間

	障がい者計画	障がい福祉計画
平成27年度(2015年度)		第4期
平成28年度(2016年度)	第4期	
平成29年度(2017年度)	計画 見直し	計画 策定
平成30年度(2018年度)		第5期
平成31年度(2019年度)		
平成32年度(2020年度)	計画 見直し	計画 策定
平成33年度(2021年度)		第6期
平成34年度(2022年度)		
平成35年度(2023年度)	計画 見直し	計画 策定
平成36年度(2024年度)		第7期
平成37年度(2025年度)		
平成38年度(2026年度)	計画 策定	計画 策定
平成39年度(2027年度)		

障害者差別解消法が平成28年度（2016年度）より施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年度（2016年度）より施行されることとなりました。法律では、行政機関や民間事業者等における障がいを経由とする差別的取扱いによる権利侵害行為を禁止するほか、社会的障壁の除去を必要としている障がい者がいる場合に、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務）と規定されました。

本市では、法律の施行にあたり、どんなことが「差別」にあたるのか、どのような合理的配慮が求められるのかを示す「対応要領」を作成し、職員への周知徹底などに取り組みます。

【障がい者に対する差別となりうる事例】

- 介助者や家族と一緒になければならない等、診療や入院にあたって条件を付すこと
- 学校行事や授業で保護者等の付き添いを求められ、それを断ると、学校行事や授業への参加を拒否されること
- 電車が混雑しているという理由で車いすの人の乗車を拒否すること
- クレジットカード申し込みにあたり、視覚障がい者に自署を要求されること
- 精神障がい、知的障がい、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいを理由にアパートの賃貸を拒否されること

【望ましい合理的配慮の事例】

- 本人の希望するコミュニケーション手段を尊重し、説明に必要な時間を十分にかけ、自己決定に必要な情報を障がい者本人に伝えること
- 発達障がい等の特性に応じて、授業の流れを示す、準備のタイミングを示す等、わかりやすい授業の工夫や支援を行うこと
- 階段のある駅で、人的対応や臨時スロープの設置等によって階段の昇降をサポートすること
- 商店で、知的障がい者に対し、平易な言葉でわかりやすい商品説明等を行うこと
- 通路をふさぐ荷物を移動させ、車いす利用者が商店の奥まで入ることができるようにすること

※ 上記の事例については、あくまで例示であり、これらに限定されたものではありません。客観的に見て正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられます。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。

1 障がい者手帳所持者の状況

吹田市における身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数はそれぞれ毎年増加しています。各障がい者手帳の所持者数を合計すると、平成26年度（2014年度）末現在18,775人（重複分を含む）となり、吹田市の人口総数の5.2%にあたります。

障がい者手帳所持者数の推移

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
人口総数 a	352, 173 人	354, 053 人	356, 768 人	360, 007 人	362, 899 人
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	16, 547 人	17, 439 人	17, 878 人	18, 282 人	18, 775 人
身体障がい者手帳 b1	12, 697 人	13, 347 人	13, 479 人	13, 606 人	13, 824 人
療育手帳 b2	2, 258 人	2, 369 人	2, 481 人	2, 569 人	2, 699 人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	1, 592 人	1, 723 人	1, 918 人	2, 107 人	2, 252 人
手帳所持者の比率 c=b/a	4. 7%	4. 9%	5. 0%	5. 1%	5. 2%

※各年度末現在

2 障がい者施策に関わる市民の意識

「第4期吹田市障がい福祉計画」の策定時に実施したアンケート調査で、障がい者施策の推進・発展に向けて取り組んでほしい内容を尋ねたところ、「相談・支援窓口の充実」を求める回答が、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のすべてで50%前後を占めて、最も多く見られます。

また、「ショートステイの充実」について知的障がい者や身体障がい者で2番目に関心が高いほか、身体障がい者や精神障がい者では「利用料の自己負担軽減」、知的障がい者では「グループホーム等の充実」などへの関心が高くなっています。

障がい者施策の推進・発展に向けて取り組んでほしい内容

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
障がいや生活に応じて適切な相談・支援をしてくれる窓口を充実する	46.2% ▯	47.9% ▯	50.5% ▯
在宅での生活を支える訪問系サービスを充実する	24.5% ▯	16.2% ▯	15.0% ▯
外出の手助けをしてくれるガイドヘルプサービスを充実する	18.1% ▯	22.1% ▯	14.5% ▯
家族が介護をできないときに利用できるショートステイを充実する	33.9% ▯	36.7% ▯	21.5% ▯
仕事に就くための勉強や訓練を受けるサービスを充実する	7.6% ▯	26.6% ▯	24.3% ▯
社会での生活に慣れるための訓練を受けるサービスを充実する	5.2% ▯	19.9% ▯	17.3% ▯
自宅から出て社会参加できる交流や活動の場を充実する	11.1% ▯	24.7% ▯	15.9% ▯
グループホームなどの住まいの場を充実する	9.1% ▯	34.0% ▯	10.7% ▯
補装具や日常生活用具を利用しやすくする	17.8% ▯	7.7% ▯	2.3% ▯
視覚障がいや聴覚障がいのある人の意思疎通を助けるサービスを充実する	8.3% ▯	1.6% ▯	3.7% ▯
自宅で安心して入浴できるサービスを充実する	6.5% ▯	4.3% ▯	4.7% ▯
就職活動や社会復帰のために必要な費用を受けられるようにする	6.2% ▯	8.2% ▯	26.2% ▯
病院や施設を出て、地域で生活できるようになるための訓練を充実する	3.3% ▯	3.7% ▯	4.7% ▯
賃貸マンションなどを問題なく借りられるよう、公的保証人制度を設ける	7.1% ▯	10.1% ▯	18.7% ▯
自宅で生活しやすくなるよう住宅改造費を充実する	21.4% ▯	7.4% ▯	15.9% ▯
一般企業等で障がいのある人が働けるよう指導を強化する	10.8% ▯	22.6% ▯	23.4% ▯
サービスの契約やお金の管理など権利擁護に関する支援を充実する	5.6% ▯	16.5% ▯	9.3% ▯
利用料の自己負担を軽減する	33.7% ▯	24.5% ▯	29.9% ▯
入院時の支援をする	21.4% ▯	15.4% ▯	19.2% ▯
24時間緊急対応をする	15.5% ▯	12.2% ▯	7.9% ▯
その他	4.2% ▯	6.4% ▯	6.5% ▯

※「第4期吹田市障がい福祉計画策定」のためのアンケート調査（平成26年(2014年)9～10月実施）

1 基本的な考え方（計画の全体像）

基本理念

住み慣れた地域で安心して、
育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

[施策の展開]

基本的方向性

- (1) 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進

⇒ 共生社会実現に向けての最初の一步です。

- (2) 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用

⇒ 当事者参画、権利擁護をしっかりと保障している障がい者関係法制度を大切にします。

- (3) ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

⇒ 一生涯を通じての支援体制を整備します。

(1)

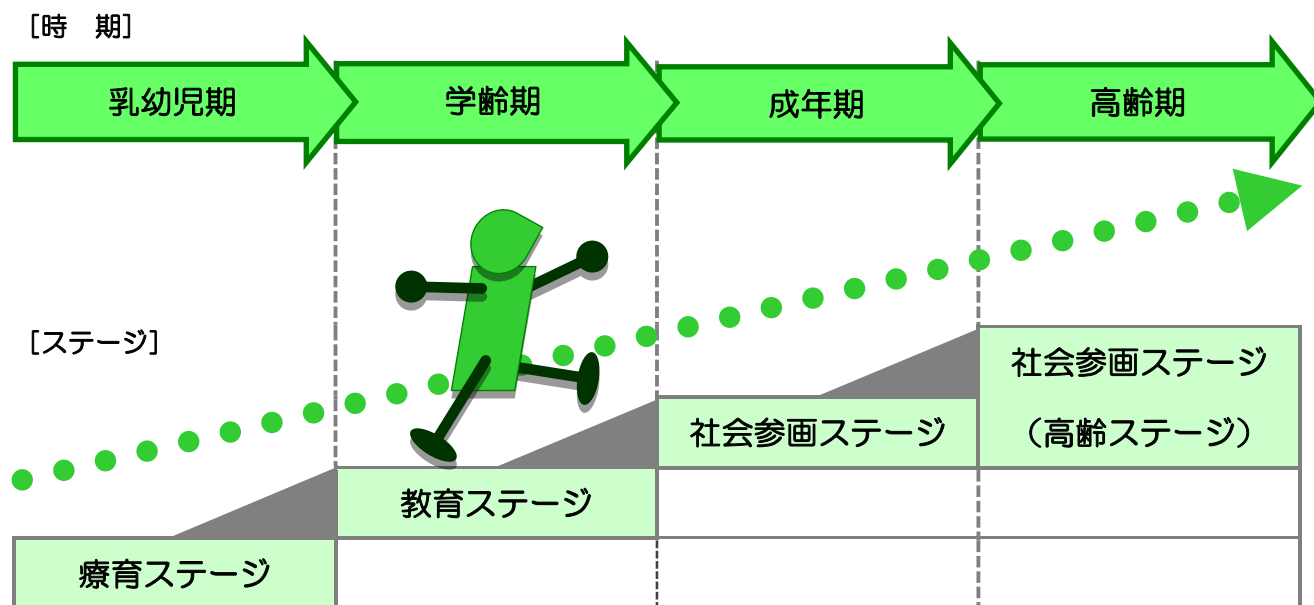
日々の暮らし
の基盤づくり

(2)

社会参画へ向
けた自立の基
盤づくり

(3)

住みよい環境
の基盤づくり



支援テーマⅠ

暮らす・つながる

- (1) 障がい福祉制度・サービス等とつながる相談支援体制の構築
- (2) 切れ目のない、谷間のない障がい福祉サービス等の充実

支援テーマⅡ

育 つ

- (1) 切れ目のない療育ネットワークの構築

支援テーマⅢ

学 ぶ

- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 教育と福祉施策等との連携

支援テーマⅣ

働 く

- (4) 障がい者就労の支援環境の整備
- (5) 就労における個別支援の充実
- (6) 福祉的就労の底上げ

支援テーマⅤ

住 む

- (1) 住宅の確保・グループホームの整備
- (2) 防災対策の推進

2 総合的な施策の展開/（１）日々の暮らしの基盤整備

支援テーマⅠ 暮らす・つながる

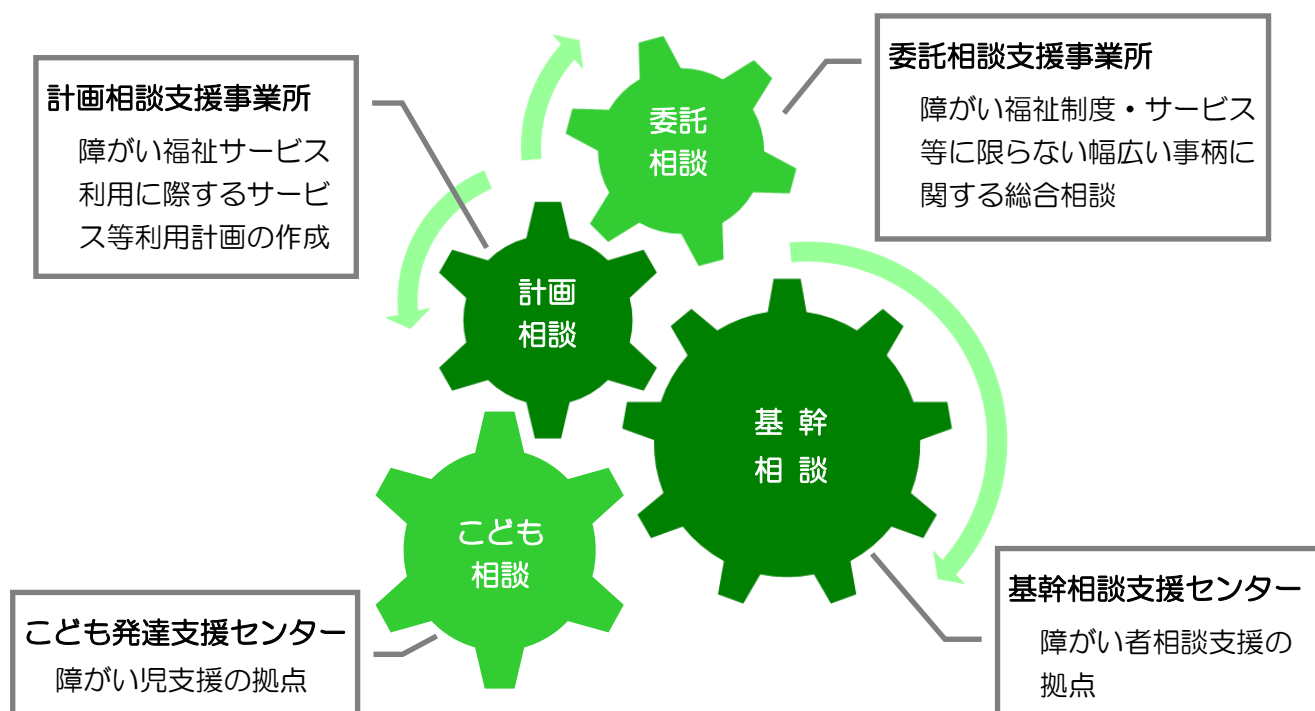
住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談窓口を整備し、障がい福祉制度・サービス等を充実させるとともに、利用しやすくします。

◆障害福祉制度・サービス等とつながる相談支援体制の構築

相談支援サービスの構築とは、地域において、障がい福祉制度・サービス等を必要としている障がい者に、確実につなげる仕組みをつくることです。

障がい者相談支援の拠点である基幹相談支援センターを中心に、障がい児支援の拠点であるこども発達支援センター、障がい福祉制度・サービス等に限らない幅広い事柄に関する総合相談を行う委託相談支援事業所、障がい福祉サービスの利用に際してサービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所が役割を分担しながら連携し、円滑な課題解決につながる相談支援体制を構築します。

主な相談支援事業所の役割分担及び連携イメージ



支援テーマⅠ 暮らす・つながる

◆切れ目のない、谷間のない障がい福祉サービス等の充実

障がい福祉施策の谷間におかれている障がい者（児を含む）に焦点を当て、下記のとおりその充実に取り組みます。

① 医療的ケアが必要な重症心身障がい者

- ア) 喀痰吸引等（痰の吸引・経管栄養）ができるホームヘルパーの充実
- イ) 高度な医療的ケアが必要な障がい者の地域生活支援の中核的な役割を担う重症心身障がい者拠点施設（医療型児童入所、療養介護、短期入所等）の整備

② 強度行動障がい者

- ア) 強度行動障がいに対応できるホームヘルパー（行動援護）の充実、グループホームの整備等、地域生活支援サービス全般の底上げ

③ 発達障がい者

- ア) 発達障がいに対する正しい理解の普及・啓発と専門的な支援体制の構築
- イ) 家族支援の充実

④ 聴覚障がい者、盲ろう者

- ア) 手話通訳者派遣事業の充実
- イ) 手話言語条例の制定の検討

⑤ 中途障がい者・高次脳機能障がい者

- ア) 中途障がい者に対する施策全般の充実
- イ) 高次脳機能障がいに対する正しい理解の普及・啓発と施策全般の充実

⑥ 難病、慢性特定疾患者等

- ア) 難病、慢性特定疾患者等に対する支援のあり方の検討及び支援体制の整備

基本相談

（福祉サービス利用の“はじめの一步”を支援します）

身近に感じる相談支援事業所の整備

誰もが気軽にぶらっと寄ることができ、障がい福祉制度、サービス等の相談ができ、情報や仲間とつながることができ、文化活動、余暇などを充実させることができる相談支援事業所を地域に整備することにより、障がいの孤立化を防ぎ、社会参画を促します。

総合相談 情報提供

- ① 『障がい福祉サービス』に関する相談
- ② 『働くこと』に関する相談
- ③ 『お金』に関する相談
- ④ 『健康、医療』に関する相談
- ⑤ 『教育』に関する相談
- ⑥ 『権利』に関する相談

初期相談 支援講座

- ① 個別相談（訪問／来所）の実施
- ② グループワークの実施
- ③ フリースペース（相談コーナー）の設置
- ④ 自立支援講座／余暇教室の開催



（障がい者、保護者等）

福祉サービス等につながる相談

緊急時に頼りになる相談

緊急対応の機能を備えた相談支援事業所の整備

障がいの重度化、障がい者及びその家族の高齢化が進み、家族介護力が低下していく中で、地域において、緊急時の相談からショートステイの利用、その後の暮らしにつながる支援システムが確立されていることが必要です。

計画相談

(福祉サービス利用を支援します)

計画相談支援事業所及び福祉サービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、障がい福祉制度・サービス等の社会資源を上手に利用することが大切であり、そのことを支援する役割を担うのが、計画相談支援事業所です。

谷間にある 施策の充実

- ① 医療的ケアが必要な重症心身障がい者への支援
- ② 強度行動障がい者への支援
- ③ 発達障がい者への支援
- ④ 聴覚障がい者、盲ろう者への支援
- ⑤ 中途障がい者・高次脳機能障がい者への支援
- ⑥ 難病、慢性特定疾患等への支援

※ ①～⑥のすべての「者」において「児」を含むもの

(仮称) 緊急対応コーディネーターの配置

緊急対応における第一義的な相談窓口として、課題を整理して、適切なサービスにつなぐ相談員を配置します。

短期入所事業所ネットワークの構築

各事業所の空床情報を共有し、緊急のショートステイに迅速に対応できるよう備えます。

(2) 社会参画に向けた自立の基盤づくり

支援テーマⅡ 育つ

健やかな成長、発達のために乳幼児期から学校卒業まで切れ目なく支援が連続する一貫した療育の仕組みをつくります。

◆0歳から18歳まで切れ目のない療育ネットワークの構築

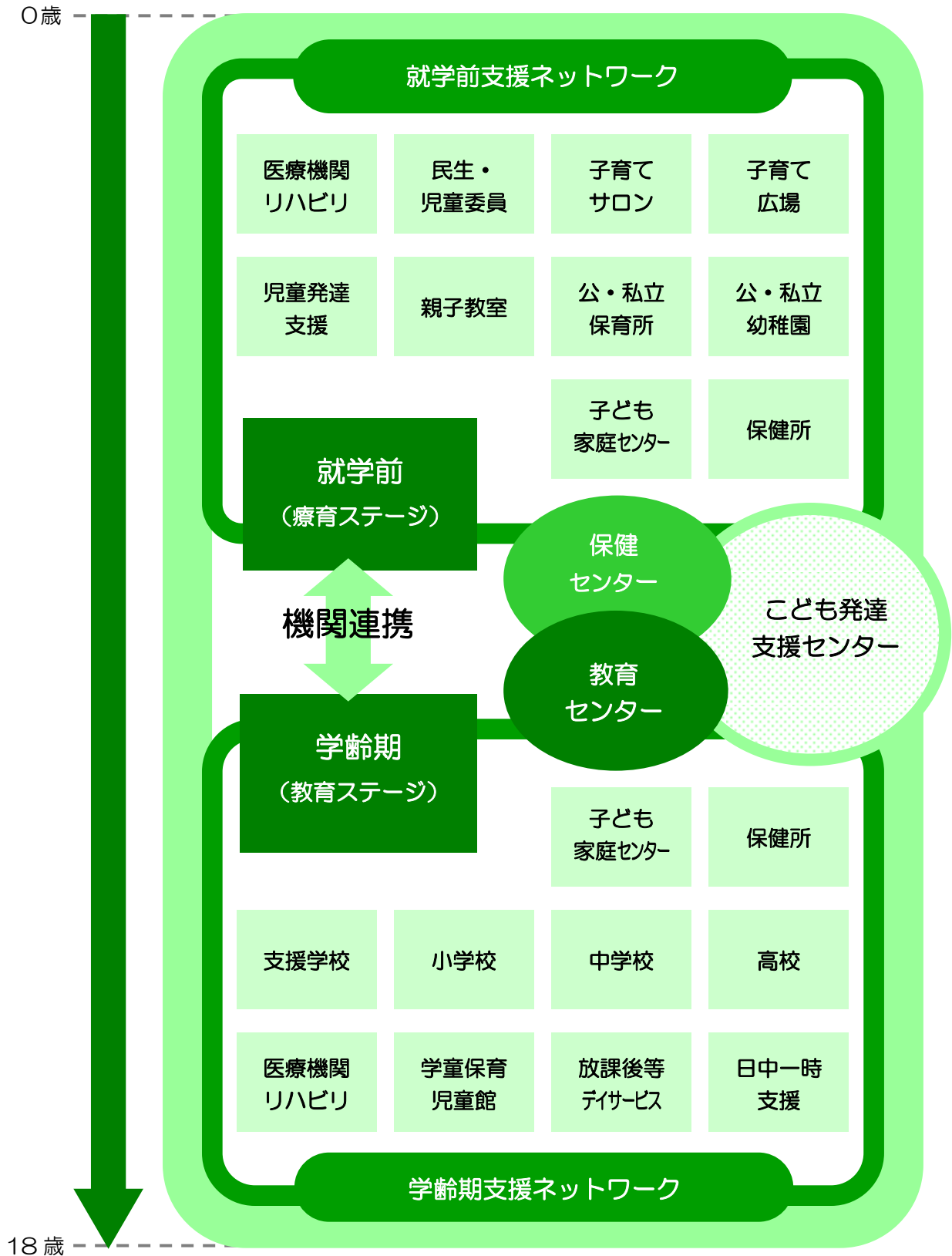
乳幼児期、学齢期、学齢期以降等それぞれのライフステージに対応した支援につなげていくために、早期発見から一貫性のある療育への取組が必要であり、早期発見から就学前までの取組を学齢期以降にもつなげていくという療育の継続性が必要となります。

成長の段階に合わせて、適切な療育を提供しながら、切れ目のない一貫した支援を行うために「こども発達支援センター」「保健センター」「教育センター」が拠点となり、それぞれの状態に応じた関係機関の支援チームをつくることのできる柔軟な支援ネットワークを構築します。

特に、就学前、学齢期における発達障がい児に対する支援のあり方について、療育機関、教育機関との連携を強めながら、多くの専門職が相互に協力し、子ども一人ひとりの療育ニーズに合った個別療育プログラムを充実させます。

支援テーマⅡ 育つ

療育ネットワークのイメージ



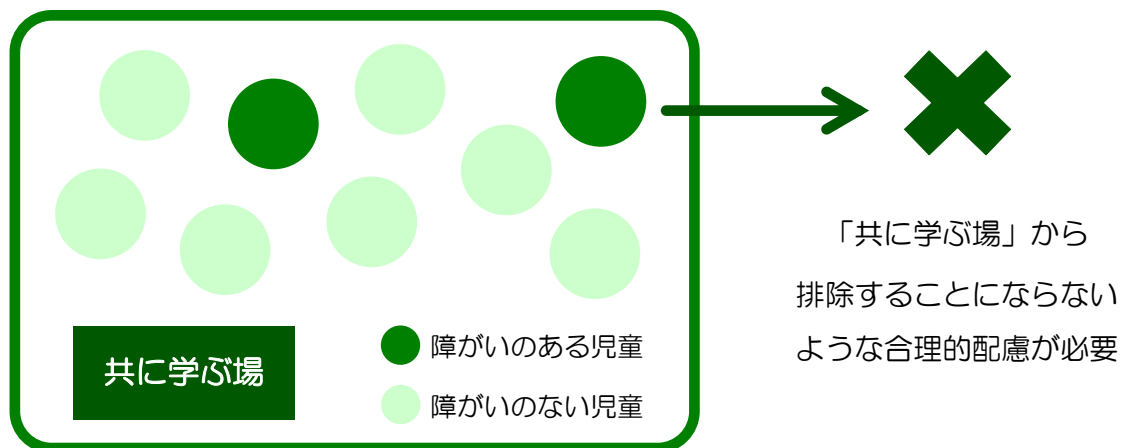
支援テーマⅢ 学ぶ

障がいのあるなしによって、分け隔てられることなく、合理的配慮のもと、その特性を踏まえ、共に学ぶことのできる環境を整備します。

◆インクルーシブ教育の推進

障がいのある児童生徒が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、及び個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされています。

インクルーシブ教育のイメージ



支援テーマⅢ 学ぶ

◆教育と福祉施策等の連携

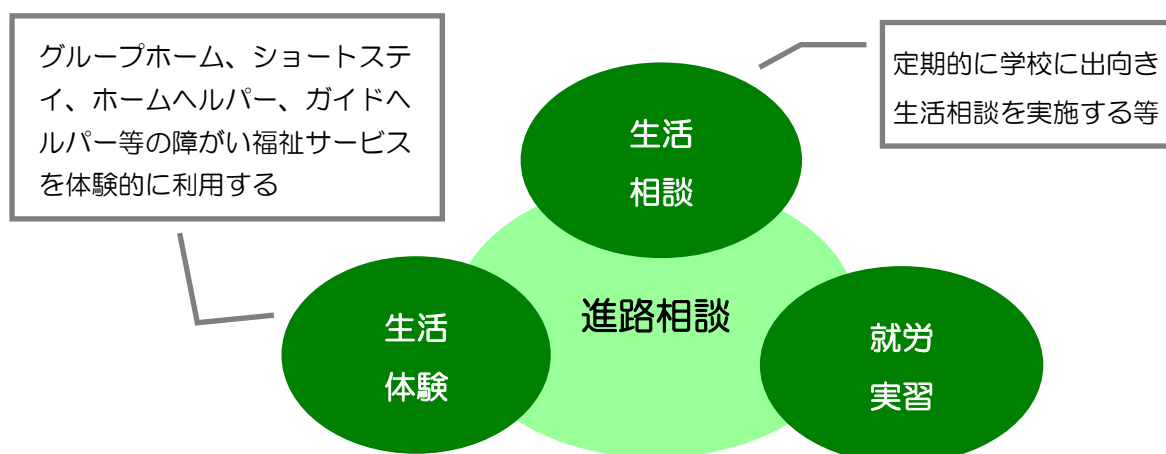
小学校への入学をはじめ、学齢期には中学・高校・支援学校（中・高等部）等への進学、高等学校や支援学校高等部等からの卒業後の進路、大学進学等、進路を選択する機会は複数あり、進路選択にあたっての相談支援体制の充実が必要です。

また、卒業後には、一般就労や作業所等の福祉的就労が選択の対象となっていますが、卒業後の生活も見据えた教育と福祉の連携も大切です。進路相談の中で、就労実習と併せて、グループホーム、ショートステイ、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の障がい福祉サービスの体験的な利用を計画的に行い、生活力を高める経験を積む等、教育と福祉の連携を強化するよう取り組みます。

障がい福祉サービスの体験利用の具体例

- 自立に向けての段階的なグループホーム、短期入所の利用
- 地域への社会参画の契機としてのガイドヘルプサービス（移動支援）の利用
- 日常生活支援の体験としてのホームヘルパーについての学習

進路相談のイメージ



また、支援学校高等部等を卒業した後の「学びの場」として特別支援学校専攻科の設置を求める声や自立訓練事業などの福祉事業を活用した「学びの場」の設置が少しずつ広がっており、そのあり方についても課題となっています。

支援テーマⅣ 働く

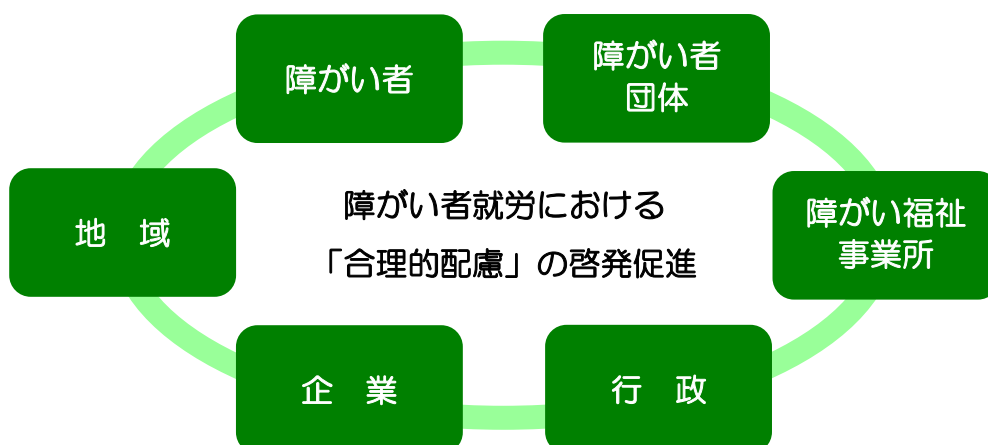
地域で自立して暮らし続けるために『就労』は重要な要素の1つであり、その理解の促進、個別支援サービスの充実等に取り組みます。

◆障がい者就労の支援環境の整備

障がい者の就労の促進にあたっては、その理解の啓発が不可欠です。障害者差別解消法の施行、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正を受けて、「合理的配慮」の啓発は特に重要です。

行政（福祉、労働、教育関係各課）をはじめ、障がい者、障がい者団体、障がい福祉事業所、企業（商工会議所、企業家同友会、青年会議所等）、地域（社会福祉協議会等）などのさまざまな立場の人が参加するネットワークを構築し「合理的配慮についての学習会」を定例で開催する中で、就労実践事例等を通しての検証等を行いながら、より具体的でわかりやすい啓発活動に取り組みます。

就労支援ネットワークイメージ

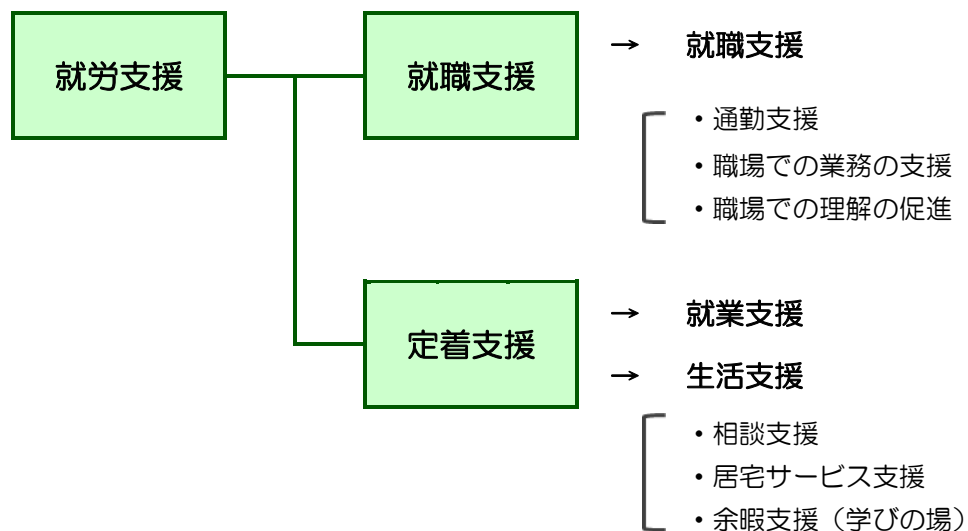


支援テーマⅣ 働く

◆就労における個別支援の充実

就労支援には、大きく分けて2種類あります。1つは、仕事に就くための「就職支援」です。もう1つは、仕事を続けるための「定着支援」です。さらに「定着支援」には、仕事面の支援である「就業支援」と生活面の支援である「生活支援」の2種類の支援を並行して行う必要があります。

就労支援の分類



◆福祉的就労の底上げ

福祉的就労の底上げについては、障がい者の工賃向上に資するものとして重要なだけでなく、一般就労へ向かうプロセスの一環としても重要といえます。

○ 障害者優先調達推進法の推進

障害者優先調達推進法に従い、積極的な障がい福祉事業所の製品の購入や役務の発注

○ 企業向けの啓発の実施

市内企業に対し、障がい福祉事業所の製品の購入や役務の発注の働きかけの実施

○ 障がい特性に合わせた作業の実施

個々の障がい特性に合わせた作業内容の工夫による一般就労への可能性の拡大

（３）住みよい環境の基盤づくり

支援テーマⅤ 住む

安心して暮らすことができる住宅の確保、建築物、公共交通機関のバリアフリー化の推進、防災対策の推進等、障がい者に配慮したまちづくりに取り組みます。

◆住宅の確保・グループホームの整備

障がいのある人が自立生活をしようとした際に大きなハードルとなるのが住宅の確保です。車いすでも使いやすいバリアフリー住宅が不足していることに加え、障がいを理由に賃貸契約を断られることも少なくありません。高齢者人口がさらに増加していく中、「バリアフリー住宅」の確保は、本市の住宅政策として大きな課題であり、障がい分野だけでなく、高齢分野とも連携して取り組みます。

また、居住系の障がい福祉サービスにおいては、特にグループホームに対する期待、グループホームが果たす役割は非常に大きなものがあります。介護者である家族の高齢化が加速する中で、そのニーズはますます高まることが予想されますので、早急な整備が求められます。あわせて、医療的ケア等、多様なニーズに対応できる支援の充実も必要です。

グループホーム整備におけるポイント（課題）

- 集団生活の中で、一人ひとりの暮らしの保障（個別支援の充実）
- 日中及び夜間における柔軟な支援体制の構築
- 医療的なケア（健康管理・入院時の支援等）の充実
- 高齢化への対応（成年後見制度の活用、看取り支援の充実）
- 入居者の人生設計に対する支援方法の確立
- 地域との交流
- 消防法、建築基準法の規制への対応

支援テーマⅤ 住む

◆防災対策の推進

防災対策を推進するにあたっては、時系列的に、災害がまさに発生している時、発生直後の行政機能が麻痺している間、行政機能が動き出した時、一定落ち着きを取り戻してから、災害内容別に、大雨で川から水があふれ出した時、激しい揺れで多くの建物が崩壊した時など、できるだけ多くの場면을事前に想定して、当事者目線でその対応について準備しておく必要があります。

本市では、「災害時要援護者支援事業」を実施し、地域で支える安心・安全のネットワークづくりに継続して取り組んでいきます。



第4期吹田市障がい福祉計画

1 障がい福祉サービス（利用見込量）

障がい福祉サービス		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
		利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)
訪問系 サービス	居宅介護	745	15,000	780	15,500	815	16,500
	重度訪問介護	20	3,300	23	3,500	26	3,700
	同行援護	82	2,600	83	2,630	84	2,660
	行動援護	80	950	85	1,050	90	1,150
	重度障がい者等包括支援	1	75	1	75	1	75
		利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)
日中活動系 サービス	生活介護	1,100	19,000	1,200	20,000	1,300	21,000
	自立訓練（機能訓練）	9	140	10	150	11	160
	自立訓練（生活訓練）	62	898	62	898	62	898
	就労移行支援	115	2,030	125	2,150	135	2,270
	就労継続支援（A型）	30	460	31	475	32	490
	就労継続支援（B型）	380	6,300	400	6,600	420	6,900
	療養介護	30	-	30	-	30	-
短期入所（ショートステイ）		235	1,175	260	1,300	285	1,425
居住系 サービス	共同生活援助（グループホーム）	460	-	500	-	540	-
	施設入所支援	177	-	174	-	171	-
相談支援	計画相談支援	240	-	260	-	281	-
	地域移行支援	17	-	17	-	17	-
	地域定着支援	12	-	12	-	12	-

2 地域生活支援事業（利用見込量）

地域生活支援事業		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
相談支援 事業等	理解促進研修・啓発事業	あり	あり	あり
	自発的活動支援事業	あり	あり	あり
	障がい者相談支援事業所数	6か所	6か所	6か所
	基幹相談支援センター	あり	あり	あり
	基幹相談支援センター等機能強化事業	あり	あり	あり
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	あり	あり	あり
	成年後見制度利用支援事業	あり	あり	あり
	成年後見制度法人後見支援事業	あり	あり	あり
意思疎通支援 事業等	手話通訳者派遣事業	50人	52人	54人
	要約筆記者派遣事業	19人	19人	19人
	手話通訳者設置事業（障がい福祉室の手話通訳者数）	2人	2人	2人
	手話奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員養成講習修了者数)	100人	100人	100人
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	35件	37件	39件
	自立生活支援用具	180件	185件	190件
	在宅療養等支援用具	90件	90件	90件
	情報・意思疎通支援用具	620件	630件	640件
	排せつ管理支援用具	7,800件	7,800件	7,800件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	13件	13件	13件

地域生活支援事業	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)
移動支援事業	1,080	190,000	1,100	192,000	1,150	194,000

地域生活支援事業		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型	2か所	2か所	2か所
	地域活動支援センターⅡ型	2か所	2か所	2か所
	地域活動支援センターⅢ型	0か所	0か所	0か所
市の任意事業	日中一時支援事業	21,500人日	22,000人日	22,500人日
	訪問入浴サービス事業	1,380人日	1,380人日	1,380人日

3 障がい児支援（利用見込量）

障がい児支援	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)
児童発達支援	70	1,400	70	1,400	70	1,400
医療型児童発達支援	50	1,000	50	1,000	50	1,000
放課後等デイサービス	300	3,000	310	3,100	320	3,200

障がい児支援	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
保育所等訪問支援	10回	10回	10回
障がい児相談支援	16人	34人	48人

1 実施体制

第4期障がい者計画は、第4期～第7期障がい福祉計画と一体的に推進するものとし、庁内関係部課、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、計画の着実な推進に向けて、障がい当事者、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力・連携を図ります。

2 進行管理

第4期障がい者計画の円滑な推進を図るため、「吹田市障がい者施策推進委員会」及び「吹田市地域自立支援協議会」において、計画の推進方法について意見を求めるとともに、定期的に進捗状況の点検や評価を行います。

特に、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める「障がい福祉計画」においては、少なくとも年1回は実績を把握し、設定した見込量等の達成状況の分析及び評価を行い、必要な変更や事業の見直し等について検討します。

挿絵募集にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。



障がいのある市民の皆さんから寄せられた挿絵の一部を紹介しています。

（表紙、裏表紙、19ページともども印刷の関係で色の調整を行っています。）

第4期 吹田市障がい者計画 概要版

平成28年（2016年）3月

発行 吹田市福祉部障がい福祉室

※平成28年度(2016年度)からの機構改革に伴い
新組織名で記載しています。

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話 06-6384-1231(代表) FAX 06-6385-1031

ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/>

Eメールアドレス shofuku@city.suita.osaka.jp

